

【資料1】農業農村整備事業の体系

○土地改良法は、農用地の改良・開発・保全等の事業実施に必要な事項を定め、これを受けて国において要領要綱を定め、次の体系によって農業農村整備事業を実施している。

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

① 農業生産基盤整備事業

国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編成及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設の整備、農地の整備。

② 農村整備事業

生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するための農道の整備、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間地域の総合的整備。

③ 農地等保全管理事業

農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地の防災保全、施設の維持管理。

